

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：木津川道路株式会社
(法人番号1130001047935)
業者の住所：京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2
- 2 指名停止措置期間：令和5年9月15日から
令和6年1月14日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により京都府に建設業許可の変更を届出、不正に特定建設業許可を受けたとして、代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで京都府警察本部に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内